ED-330[1]、ED-500（2026 年）[2]及び ED-520[3]の主要な変更点とプロジェクト提案書における公共の利益に資する行動及び目的との対応表

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
目的A 以下の際、監査人が行使する職業的専門家としての判断及び職業的専門家としての懐疑心の適用を支援する。 (a)　監査証拠として利用することを予定する情報について判断し、十分かつ適切な監査証拠が入手されたかどうかを評価する際。 (b)　重要な虚偽表示リスクに対応する全般的な対応又はリスク対応手続を立案し実施する際。	
*目的Aに関連して提案された行動に最も関連性が高い基準設定の質的特性[4]は、**統一性、包括性、適用の柔軟性、**並びに**一貫した適用可能性及び世界全体での運用可能性**である。*	
***課題#1：**監査証拠として利用可能な情報源の量及び種類の増加により、監査人が監査手続から入手した監査証拠の十分性及び適切性について判断する方法にますます一貫性がなくなっている。*	

[1] 国際監査基準（ISA）330（改訂）案「*評価されたリスクに対する監査人の対応*」に関する公開草案
[2] ISA 500（改訂）案「*監査証拠*」に関する公開草案
[3] ISA 520（改訂）案「*分析的手続*」に関する公開草案
[4] これらは、モニタリング・グループの報告書、「*国際監査・倫理基準設定システムの強化*」（「基準が示すべき質的特性はどのようなものか」に関する公益フレームワーク（PIF）のセクションの 22 ページから 23 ページ）で説明されているとおり、PIF の質的特性に言及している。

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
ISA 500[5]、ISA 330[6]及びISA 520[7] ISA 500、ISA 330及びISA 520において、技術に関するものを含め、監査証拠の入手並びにその十分性及び適切性を評価することに関連する用語の一貫性を高める。 **ISA 500** ＊「（監査証拠の）適切性」及び「（監査証拠の）十分性」の定義並びにこれらの用語と心証の度合いという概念との関係を明確化する。 [自動化されたツール及び技法]（ATT）の利用が、入手された監査証拠の十分性及び適切性に関する監査人の評価にどの程度影響を及ぼすかを説明するために、追加の指針が必要であるかどうかを判断する。 ＊監査証拠の十分性及び適切性が、以下を含め、入手された目的によって異なる方法で評価されるべきかどうかを明確化する。 ・ 監査人のリスク評価手続又はリスク対応手続のいずれにより、監査証拠が入手されたか。	**ED-330、ED-500（2026年）及びED-520** ・ テクノロジー関連の用語及び概念を含む用語を各基準間で整合させた。 ・ 手続に関する要求事項の一貫した解釈を支援するよう、詳細テスト及び分析的実証手続を定義した。 ・ 評価されたリスクに対する監査人の対応が、ISA 315（2019年改訂）[8]に従った監査人によるリスク識別及び評価にどのように関連しているかを明確化することなどにより、監査証拠の入手並びにその十分性及び適切性の評価に関連する用語の統一性を高めた。 **ED-500（2026年）** ・ 監査証拠の定義を改訂し、適合性及び信頼性を評価する監査手続を含む監査手続が適用されて初めて、情報が監査証拠になり得ることを強調した。改訂後の定義は、リスク評価手続、リスク対応手続又はISAにより求められるその他の監査手続のいずれにより入手されたかにかかわらず、監査において入手された全ての監査証拠を監査人が総合的に検討し、入手方法を問わず、証拠の総体がその十分性及び適切性に寄与するという考え方の基礎を提供している。 ・ 監査証拠の「十分性」及び「適切性」並びにこれらの用語と（監査証拠の）*心証の程度*という概念との関係を明確化する新たな適用指針。

[5] ISA 500「*監査証拠*」
[6] ISA 330「*評価されたリスクに対する監査人の対応*」
[7] ISA 520「*分析的手続*」
[8] ISA 315（2019年改訂）「*重要な虚偽表示リスクの識別と評価*」

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
・ 内部統制の運用状況の有効性の評価又は重要な虚偽表示の検出のいずれの目的で、監査証拠が入手されたか。	・ 監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手する際に、監査手続の意図された目的に着目すること、及び入手された監査証拠が複数の目的のために実施される監査手続の意図されたそれぞれの目的を満たしているかどうかを評価する必要性について、監査人の注意を促す新たな要求事項及び適用指針を導入した。 *ISQM 1[9]のA99A項、ISA 220（改訂）[10]のA64A項、ED-330第4項(c)、A2項からA3項、ED-500（2026年）第8項(a)、第8項(b)、第8項(d)、第9項から第10項、A6項からA26項、ED-520第6項(b)参照。*
課題#2：*監査証拠として利用可能な情報源の量及び種類の増加により、監査証拠として利用することを予定する情報の適合性及び信頼性について判断するために監査人が適用する属性又は規準の一貫性のなさが強調されている。*	
ISA 500 ＊ 監査証拠として利用することを予定する情報の適合性及び信頼性の評価において適用される属性を説明する適用指針を含め、監査証拠として利用することを予定する情報について検討し判断する原則に基づくアプローチを策定する。 監査人がそうでないと考える理由がない限り、記録及び文書を真正なものとして受け入れることができるということを示すISA 200[11]における適用指針に対して、適合修正が適切であるかどうかを模索する。	ED-500（2026年） ・ 情報源及び監査手続の意図した目的を達成するために状況に応じて重要となる、信頼性の属性を検討することにより、監査証拠として利用することを予定する情報の適合性及び信頼性を（検討するのではなく）評価する義務を強化した。 ・ 監査証拠として利用することを予定する情報が企業により作成された情報である場合、監査手続の意図した目的を達成するために情報の正確性及び網羅性を必要な範囲で評価する要求事項を導入した。

[9] 国際品質マネジメント基準（ISQM）第１号*「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質管理」*
[10] ISA 220（改訂）*「監査業務における品質マネジメント」*
[11] ISA 200*「財務諸表監査における総括的な目的」*

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
* 監査証拠として利用することを予定する情報の適合性及び信頼性を評価する要求事項が、情報源を問わず適用されることを明確化する。 * 様々な情報源（技術的手段を通じて入手された情報の自動化バイアスなど）に関連して生じ得る偏向を説明する適用指針を追加する。 * 経営者の利用する専門家により作成された作業の「適切性」の評価に関連する要求事項を明確化する。 * 外部情報源からの情報の適合性及び信頼性の評価に関連する適用指針を明確化する。 監査手続の目的が情報の適合性及び信頼性の属性に関する監査人の判断にどのように影響するかを明確化するための追加の適用指針の必要性を検討する。	・ 監査証拠として利用することを予定する情報の適合性及び信頼性に関する監査人の判断を支援する適用指針を導入した。これには、信頼できる情報の特徴、（正確性、網羅性、真正性、偏向の不在及び信用性から成る信頼性の属性）並びに信頼性の属性が状況に応じて重要となる監査人の判断に関連する要因の説明が含まれている。 ・ 情報源に関する監査人の検討を支援する適用指針及び事例を導入した。 ・ 情報の信頼性を評価する作業を規定する要求事項及び適用指針を導入し、これにより、以下が明確化された。 ○ その評価が監査手続の不可欠な一部として実施される場合もあれば、個別の評価である場合もあるということ。 ○ 情報の信頼性の評価が個別の評価である範囲においては、監査人が情報の信頼性を評価するために内部統制をテストする又はその他の監査手続を実施するよう求められるということ。 ・ 真正性の属性が、監査手続の意図した目的を達成するために状況に応じて重要となると監査人が考える場合、評価は監査証拠として利用することを予定する情報の真正性に対応するということを、適用指針において明確化した。 ・ 監査人の潜在的な偏向を扱い、職業的専門家としての懐疑心の適用を支援する際にかかる偏向を認識することの役割を強調する適用指針を導入した。 ・ 経営者の利用する専門家により作成された情報の評価に関連する、新たな要求事項及び適用指針並びに強化された既存の要求事項及び適用指針を導入した。 ISA 200

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
	・ ED-500（2026年）及びISA 240（改訂）[12]により求められる作業の明確性を高め整合させるため、ISA 200のA24項に対する適合修正を提案した。 *ISA 200のA24項、ED-500（2026年）第11項から第13項、A1項からA4項、A19項からA22項、A27項からA74項、付録3の第7項から第8項参照。*
課題#3：*監査人により行使される職業的専門家としての懐疑心の適切性に関して以下の際に懸念が生じている。(i) 監査証拠として利用することを予定する情報の適合性及び信頼性を評価する際、(ii) 評価された重要な虚偽表示リスクに対応するリスク対応手続を立案し実施する際、並びに(iii) 入手された監査証拠の十分性及び適切性について評価し結論を下す際。*	
ISA 500 * 監査証拠の批判的な評価には、偏りのない方法による監査手続の立案及び実施並びに監査証拠として利用することを予定する情報の適合性及び信頼性の評価が含まれることを明確化する。 * 監査証拠における矛盾又はその信頼性に対する疑念がある場合に適用される要求事項を明確化する。 * 監査証拠として利用することを予定する情報の信頼性に監査人が疑念を抱いている場合に適用される適用指針を明確化する。 * 監査証拠として利用することを意図した様々な情報源の適合性及び信頼性を評価する際に監査人を支援する適用指針を導入する。	ED-330及びED-500（2026年） ・ 評価されたリスクに対応する際を含め、裏付けとなり得る監査証拠の入手、又は矛盾し得る監査証拠の除外に偏らない方法により、監査手続を立案し実施するための要求事項及び適用指針を導入した。 ED-500（2026年） ・ 以下に対応する、新たな要求事項及び適用指針、並びに強化された既存の要求事項及び適用指針を導入した。 ○ 監査証拠として利用することを予定する情報の適合性又は信頼性に監査人が疑念を抱いている状況（かかる疑念を解消できない場合の影響を含む。）。 ○ 監査人が他の監査証拠と矛盾する監査証拠を入手した状況。

[12] ISA 240（改訂）*「財務諸表監査における不正に関連する監査人の責任」*

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
ISA 330及びISA 520 ISA 200及びISA 220（改訂）に基づき、評価されたリスクへの対応において立案された手続の適切性に関する監査人の職業的専門家としての判断、及び監査人の職業的専門家としての懐疑心の行使を支援するための要求事項又は適用指針を強化する。これには、情報の適合性及び信頼性を考慮して、偏りのない方法で手続を立案し実施する必要性を強調することが含まれる。	・ 適用指針及び導入部分に関する記載を強化し、ISA 200との関連及び以下を含め、監査証拠を批判的に評価する際に職業的専門家としての懐疑心を維持することの重要性を強調している。 ○ 監査証拠における矛盾並びに監査証拠として利用する文書及び質問に対する回答の信頼性に疑義を生じさせる情報に注意を払うこと。 ○ 監査証拠として利用することを予定するその他の情報の信頼性に疑義を生じさせる情報を無視しないこと。 ・ 監査証拠として利用することを予定する情報源が以下に影響を及ぼし得ることを説明するために適用指針を導入した。 ○ その適合性、及び状況に応じて重要となる信頼性の属性に関する監査人の職業的専門家としての判断。 ○ その適合性及び信頼性に関する監査人の評価の種類及び範囲。 *ED-330第8項、A26項、ED-500（2026年）第4項から第5項、第9項(a)、第15項から第17項、A5項、A19項からA22項、A75項からA84項、ED-520のA5項、A9項参照。*
課題#4：*全ての監査証拠に適用されるISA 330のスタンドバック要求事項が、評価された重要な虚偽表示リスクに関する十分かつ適切な監査証拠の入手のみに重点を置いているISA 330の目的の範囲を超えている。また、各ISAにまたがる様々なスタンドバック要求事項がどのように連携しているかについて十分に明確化されていない。*	
一般事項 その有効性を高め、位置付けをより明確にするため、各ISAにまたがる様々な主題特有のスタンドバック要求事項をどのように、また、どの程度統合し明確化するかを決定する。これは、監査人による職業的専門家としての判断及び職業的専門家としての懐疑心の適切な行使におけるスタンドバック要求事	**一般事項** 適切な場合にはそれらを基準本文に一貫した方法で含めることを確保するため、「スタンドバック」を含めるべき場合の規準及びその範囲を規定することにより、ISAにおけるかかる要求事項の構造に関する一貫したアプローチを確立した。

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
項の役割を強調する機会でもある。 **ISA 500** * ISA 500とISA 330との区別を含め、ISA 500と他のISAとの関係を説明する導入指針又は適用指針を策定する。 監査手続の立案及び実施に関連する、ISA 500の一部の要求事項が維持されるべきか、別のISAに再配置されるべきかを判断する。 **ISA 330** ISA 330の第26項のスタンドバック要求事項が明確化される、維持される、又は別のISA（ISA 500又はISA 700（改訂）など）に再配置される必要があるかどうかを判断する。	**ED-500（2026年）** ・ 情報の適合性及び信頼性を評価する監査手続を含め、十分かつ適切な監査証拠を入手するための監査手続を立案し実施することに重点を置く目的を明確化した。 ・ 導入項において、基本的な監査証拠の基準としてのISA 500（改訂）案と他のISAとの関係を明確化した。 **ED-330及びISA 700（改訂）**[13] ・ 十分かつ適切な監査証拠が入手されたかどうかに関する全般的な結論をISA 700（改訂）の最終「スタンドバック」段階に再配置した。 ・ リスク対応手続により入手された監査証拠、並びに評価された重要な虚偽表示リスクへの対応におけるその十分性及び適切性に特有の、新たな「スタンドバック」評価を、関連する適用指針とともに導入した。 ・ 入手された監査証拠の十分性及び適切性を評価する監査人を支援する適用指針、並びにISA 700（改訂）の新たな付録を導入及び強化し、入手された監査証拠を評価する要求事項を含む各ISAにおいて項を統合した。 *ED-330第30項から第32項、A85項からA87項、ED-500（2026年）第1項から第3項、第6項、付録1、ISA 700（改訂）第11項から第11A項、A0項からA0B項、付録1参照。*

[13] ISA 700（改訂）*「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」*

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
目的B： 内部統制に関する監査人の作業を強化することを含め、重要な虚偽表示リスクへの有効な対応を促進することにより、一貫した実務及び監査人の行動を推進する。	
*目的Bに関連して提案された行動に最も関連性が高い基準設定の質的特性は、**適用の柔軟性、目的適合性、包括性、導入可能性、一貫した適用可能性及び世界全体での運用可能性、明確性及び簡潔性並びに一貫性**である。*	
内部統制に関する監査人の作業	
***課題#5：**実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を提供することができない状況の特定に一貫性がないことを含め、評価されたリスクへの対応の一環として運用評価手続を立案し実施すべきかどうかの監査人の判断の適切性には課題がある。*	
ISA 330 ISA 330に定義されている運用評価手続が、ISA 500に従った、監査証拠として利用することを予定する情報の適合性及び信頼性の評価を含め、他の目的も個別に達成することができるかどうかを判断する。 [監査人が以下を行うことを支援する]ためのリスク対応手続の立案に関する基準の強化を模索する[14]。	ED-330 ・ 補足の適用指針とともに、「運用評価手続」の定義を改訂し、アサーション・レベルより広範に機能する内部統制の運用状況の有効性のテストを認識するよう、運用評価手続の範囲を拡大した。 ・ 運用評価手続が条件付きであり、必ずしも必要とは限らないことを明確にするため、運用評価手続の実施に関連する要求事項を簡素化し、これにより適用の柔軟性及びバランスを維持した。 ・ 特別な検討を必要とするリスクに対応する内部統制のテストに関連する適用指針を強化し、監査人が、特別な検討を必要とするリスクに対応する内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠として過年度に入手した監査証拠を利用できないということを、要求事項において強調した。

[14] 「模索する」という用語は、本プロジェクト提案書において、プロジェクトの目的と整合する最も適切な解決策を実現するため、記載されている課題に対して考えられる様々な解決策を検討することを IAASB が意図している特定の行動案に関して用いられている。

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
・ 以下を含め、運用評価手続の利用が、評価された重要な虚偽表示リスクに対応する際に適切又は必要であるかどうかを判断する。 ○ 監査人が運用評価手続を実施するよう求められる場合を明確化すること。 ○ 適用指針を最新化して、実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を提供することができない場合があることを示す状況の属性を明確化すること。 ・ 評価された重要な虚偽表示リスクに対応するため、運用評価手続の利用を検討するよう監査人を促す。	・ 新たな要求事項及び適用指針を通じて、リスクベースの判断基準に基づき説明される特定の状況において、監査人が運用評価手続のみを通じて、評価されたアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応することがあるということを明示的に認識した。 ・ 実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を提供することができない状況に関する適用指針を明確化し、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクへの対応において、実証手続のみにより十分かつ適切な監査証拠を入手することが不可能又は実務的に困難である場合を含むことを説明した。 ED-500（2026年） ・ 監査人が、情報の信頼性に関する評価を実施する際、従来の財務報告に関する内部統制（業務データ及びその他の非財務データに関する内部統制など）の範囲を超え得る運用評価手続を実施することがある状況を認識することを含め、かかる評価に対するより明確なアプローチを確立する要求事項を導入した。 *ED-330第4項(b)、第14項から第16項、A1項、A8項、A48項からA52項、ED-500（2026年）第13項、A27項からA28項、A55項からA61項参照。*
課題#6：*運用評価手続の有効な立案及び実施に繰り返し生じる課題がある。*	
ISA 500又はISA 330 内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠として利用することを予定する情報の適合性及び信頼性に関する監査人の評価を支援するため、追加の適用指針、事例又はその他の指針を策定する。	ED-500（2026年） ・ 監査証拠として利用することを予定する情報（内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠として利用することを予定する情報を含む。）の信頼性を評価する際、情報の性質及び情報源並びにその形式及び利用可能性が、いずれの信頼性の属性が重要となるかについての監査人の判断に影響を及ぼすことがあるということを明確化する、新たな適用指針を導入した。

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
ISA 330 以下に関連するものを含め、運用評価手続を立案し実施する際に適用する要求事項及び適用指針を必要に応じて強化又は明確化する。 ・ 内部統制の運用状況の有効性に関する証拠を提供する監査手続の種類。 ・ 監査人が内部統制の有効性に依拠する度合いが高いほど、より確かな心証が得られる監査証拠を入手するよう求める要求事項。 ・ 様々な種類の内部統制（直接的若しくは間接的な内部統制、手作業による、自動化されている、他の情報処理に依拠するもの、又は情報技術（IT）全般統制）が重要な虚偽表示リスクへの対応の立案に及ぼす影響。 ・ IT全般統制に関する具体的な明確化を含め、間接的な内部統制の運用状況の有効性をテストすべきかどうかを判断するよう求める要求事項。 ・ 期中に入手された内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠の利用。 ・ 運用評価手続の立案及び実施において職業的専門家としての懐疑心を行使する必要性。	ED-330 ・ 変動するアウトプットを生成する技術を利用して機能する内部統制のテストに関連する検討事項の例を含め、様々な種類の内部統制が重要な虚偽表示リスクへの対応の立案に及ぼす影響を強調する、新たな適用指針を導入した。 ・ 内部統制をテストすべきかどうか、及びその場合、評価されたアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応する際にどの内部統制をテストすべきか（一つ以上の直接的な内部統制又は直接的な内部統制と間接的な内部統制の組合せなど）に関する判断が、ISA 315（2019年改訂）において行われることを明確化し、そのため、運用評価手続の立案及び実施に関連するED-330の要求事項を簡素化した。 ・ 適用指針において、以下を明確化した。 ○ 間接的な内部統制の予想される運用状況からの逸脱を検出することが、アサーション・レベルの直接的な内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠を入手できないことに必ずしもつながらないということ。 ○ 運用評価手続において「時期」が意味すること。 ○ 期中に入手された監査証拠に関連する要求事項に関する追加の状況。 *ED-330第17項から第21項、A53項からA68項、ED-500（2026年）のA1項からA2項、A16項、A23項からA25項、A27項からA37項参照。*

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
課題#7：*過年度の監査で入手された内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠の監査人による利用に関連する要求事項の適用において矛盾があり、それにより、当年度の監査における監査証拠の十分性及び適切性に関する懸念が生じている。*	
ISA 330 ISA 315（2019年改訂）における強化された要求事項を考慮し、特定の場合において、過年度の監査において入手された内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠を監査人が当年度の業務に利用することを可能にする要求事項が依然として適切であるかどうかを判断する。	ED-330 ・ ISA 315（2019年改訂）との一貫性を高め、内部統制の再テストに関して必要な３年間の期間を明確化することにより、過年度の監査において入手された監査証拠の利用に関する要求事項を強化した。 ・ 過年度の監査において入手された内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠の利用について、監査人の判断に対するアプローチの一貫性を支援する（手作業による内部統制、IT全般統制に依拠する自動化された内部統制、及び当年度のリスクに対応するために内部統制の設計又は運用の変更が必要となる場合における検討事項を強調するなど）ため、新たな適用指針及び強化された既存の適用指針を事例とともに導入した。 ・ 監査人が運用評価手続のみによりアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応することを計画している場合、監査人が当年度において内部統制をテストするよう求める新たな要求事項を導入した。 *ISA 330（改訂）案の第20項、第22項から第23項、A66項、A69項からA76項参照。*
課題#8：*運用評価手続の結果に基づく追加手続の実施を含め、その結果の評価に繰り返し生じる課題がある。*	
ISA 500 監査証拠の適切性及び十分性の概念を、運用評価手続の立案及び実施により入手される監査証拠と関連付けることにより、それに関する適用指針の強化を検討する。	ED-330 ・ 以下により、内部統制の運用状況の有効性を評価するための要求事項を明確化及び強化した。

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
ISA 330 評価された重要な虚偽表示リスクに対応する監査人の作業に以下が及ぼす影響を明確化する。 ・ 直接的な内部統制の運用を支援する間接的な内部統制（IT全般統制を含む。）が、適切に設計、適用又は運用されていないこと。 ・ 企業の統制環境の不備。 ・ 企業による内部統制の運用に関する証跡に一貫性がなく、その運用状況の有効性の評価が困難なもの。 実証手続により検出された虚偽表示が、内部統制が有効に運用されていないことを示唆しているかどうかの評価に関連する要求事項及び適用指針を明確化する。 識別された内部統制の逸脱がリスク対応手続に及ぼす影響に関連する適用指針を明確化する。 運用評価手続の結果と、ISA 315（2019年改訂）に記載されているリスク評価手続の反復的な性質との関連を強化する。	○ テストされた内部統制が有効に運用されていないことを、識別された虚偽表示が示唆しているかどうかを監査人が評価する際に、実施した全ての実証手続により識別された虚偽表示を考慮すること、これには運用評価手続が対応したものと同様のアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応するものだけでなく、業務において識別された虚偽表示も検討の対象として含まれるということを明示すること。 ○ 監査証拠が、内部統制が有効に運用されているという結論をなお裏付け得るかどうかを判断する際、内部統制における逸脱を理解するために質問し、かかる質問に関連する監査証拠を入手するよう監査人に求めること。 ○ 監査人が、運用評価手続に基づき、統制リスクの評価を確認する適切な根拠を得ることができない場合、評価されたアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応するため、統制リスクの評価を修正し、実証手続の内容、時期及び範囲を修正する必要があるということを強調すること。 ・ 以下の適用指針を導入した。 ○ 識別された虚偽表示が内部統制の運用状況の有効性に及ぼす可能性のある影響を評価する際の監査人の判断に関連し得る要因を取り入れた適用指針。 *ED-330の第24項から第26項、A77項からA81項参照。*

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
一貫した実務及び監査人の行動を推進する包括的事項	
課題#9：*ISA 315（2019年改訂）とISA 330の間の概念及び要求事項の整合性が明らかに欠如していることに起因する課題がある。*	
ISA 330 ISA 330の要求事項が、企業によるITの利用に起因するリスクの監査人による識別を含め、ISA 315（2019年改訂）に基づく監査人によるリスク識別及び評価の一環として実施される作業をどのように反映しているか、又はそれとどのように関連しているかを明確化する。 一連のISAの統一性を高めるため、これらの基準間の用語及び概念の整合性を高める。	ED-330 ・ 固有リスク及び統制リスクの個別の評価と固有リスクの分布との整合性を高めることを含め、ISA 315（2019年改訂）により扱われている概念に合わせるための要求事項及び適用指針の強化。 *ED-330第6項から第7項、第9項、第14項、第16項、A8項からA25項、A27項からA32項、A44項からA49項、A52項参照。*
課題#10：*ISA 330第18項の要求事項の根拠を理解し運用可能にする上で困難が生じている。*	
ISA 330 ISA 315（2019年改訂）の策定の際に本項に関して行った判断を考慮に入れ、ISA 330の第18項に関する今後の道筋を模索する。これには、本要求事項の公共の利益の目的を達成するための代替案が含まれることがある。 ISA 330の第18項が引き続き適切であると判断された場合、その意図及び根拠を明確化する。	ED-330及びISA 315（2019年改訂） ・ 現行ISA 330の第18項を、以下を含め、リスク評価プロセスの特定の側面を明確化する、ISA 315（2019年改訂）における強化された要求事項及び適用指針に置き換えた。 ○ ISA 315（2019年改訂）第36項により求められる「スタンドバック」評価を実施する際の文書化に関する期待を明確化する新たな要求事項。 ○ ISA 315（2019年改訂）第35項から第36項における「スタンドバック」評価の相互作用を明確化する強化された適用指針。

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
	・ 監査人がED-330の第16項に従って、運用評価手続のみにより、評価されたアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応する場合を除き、評価されたアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応する際に実証手続を立案し実施することを求める新たな要求事項を導入した。 *ISA 315（2019年改訂）第38項(e)、A230C項、A232B項からA233B項、A238A項、ED-330第9項、A27項からA32項参照。*
課題#11：*監査証拠を入手するための有効な分析的実証手続（SAP）の立案及び実施は、依然として実務上困難な分野である。*	
ISA 520 以下を含め、SAPの策定の有効性に関する判断を行う監査人を支援するため、実証手続としての分析的手続の利用の背後にある原則を明確化する。 ・ 推定の精度水準。 ・ 推定金額と計上金額との差異のうち許容される金額。 SAPの定義を策定し、これが「分析的手続」とどのように異なるかを明確化する。 SAPの策定及び実施において特に生じる偏向に明示的に対処する方法を検討する。これには、要求事項の並べ替え、並びに関連する要求事項及び適用指針の強化が含まれることがある。 計上金額又は比率に関する監査人の推定に利用されるデータの信頼性の評価に関連する要求事項及び適用指針を必要に応じて明確化する。	ED-520 ・ 以下を含め、より強固な分析的実証手続に必要な精度を決定する主要な要素を強化することにより、かかる手続の実施を支援する要求事項を強化した。 ○ 手続の立案及び実施に利用される信頼できる情報、並びに手続の基礎となる関係の妥当性及び予測可能性を前提とした、監査人の推定の精度水準。 ○ 虚偽表示が存在するかどうかを確認するため、監査人の推定と計上金額との差異について調査が必要となる、手続実施上の重要性を超えない基準値。 ・ 分析的実証手続を分析的手続と区別して定義し、これにより、分析的実証手続を実証手続の目的（アサーション・レベルの重要な虚偽表示の検出）と関連付けた。 ・ リスク対応手続の立案及び実施の際、監査人が、分析的実証手続ではない分析的手続を、運用評価手続又は詳細テストと組み合わせて利用することがあることを、適用指針を通じて明確化した。

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
	・ 計上金額に関する監査人の推定に利用される情報の信頼性の評価に関連する要求事項及び適用指針を、実証監査手続の立案及び実施に関するものを含め、ED-500（2026年）により扱われている概念と整合させた。 *ED-520第6項、第8項、A1項からA5項、A8項からA24項参照。*
課題#12：*監査手続の立案及び実施においてATTを利用する際、並びに複数の目的のための監査手続（すなわち、多目的手続又は二重目的テスト）を立案及び実施する際に期待される監査調書に関して十分に明確化されていない。*	
ISA 330、ISA 500又はISA 520 ISA 230及び他のISAにおける、監査調書の形式、内容及び範囲に関連する要求事項及び指針との関連を規定する適用指針を策定する。 ISA 330、ISA 500又はISA 520 以下の場合に想定される監査調書に関する要求事項又は適用指針を策定する。 ・ 監査手続の立案及び実施の際にATTを利用する場合。	テクノロジー・ツールが利用される場合の文書化に関する検討事項に対応するため、テクノロジーに関する付録案によるなど、ED-500（2026年）に適用指針を盛り込むことを含め、プロジェクトの初期段階において、この事項に対応する様々な方法が検討された。しかしながら、現在の提案は、プロジェクトの対象となる基準に、文書化に特化した適用指針を設けることはしていない。これは、本審議会の以下の見解を反映している。 ・ 原則に基づく参照枠組み基準としてのED-500（2026年）に文書化に関する具体的な要求事項は含まれておらず、ISA 230[15]が監査調書に関して同様の「参照枠組み」の目的を果たしている。 ・ IAASB技術諮問グループにより公表された規範性のない既存の指針であって、業務レベルの文書化の疑問に対応しており、今後更新される可能性があるものが存在する[16]。

[15] ISA 230 *「監査調書」*
[16] 規範性のない支援指針：「自動化されたツール及び技法を利用する際の監査調書」参照。

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
・ 複数の目的のための監査手続（すなわち、多目的手続又は二重目的テスト）を立案及び実施する場合。	
目的C 監査証拠の入手並びにその十分性及び適切性の評価における監査人による技術の利用を促進し、適切な場合には奨励する。	
目的Cに関連して提案された行動に最も関連性が高い基準設定の質的特性は、**統一性、適用の柔軟性、適時性、目的適合性、実行可能性**並びに**一貫した適用可能性及びグローバルに運用可能性**である。	
課題#13：*企業及び監査人によるテクノロジーの利用増加により、十分かつ適切な監査証拠の入手における監査人によるテクノロジーの利用に関連する規範性のある指針に対する必要性が強調されている。要求事項は以下を含む。(i) 監査人がテクノロジーを利用せずには十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合の対応であり、(ii) 監査人が監査手続の立案及び実施においてテクノロジーを利用する場合に適用されるもの。*	
ISA 330、ISA 500又はISA 520 「自動化されたツール及び技法」という用語を新たな用語に置き換え、その用語の定義又は説明を策定し、その用語の範囲にどのような種類の技術が含まれるかを説明することを検討する。 基準が引き続き目的に適合するよう、十分かつ適切な監査証拠の入手における技術の利用に関連する原則に基づく要求事項又は関連する適用指針を導入することを模索する。これには、以下が含まれることがある。 ・ （監査人がATTを利用せずには十分かつ適切な監査証拠を入手できない状況があるという考え方に関連して）リスク対応手続の立案及び実施におい	ISQM 1及びISA 220（改訂） ・ 「技法」の意味を巡る懸念及び現行の用語により示唆される「自動化」の水準に関する明確性の欠如に対応するため、「自動化されたツール及び技法」という用語を「テクノロジー・ツール」という用語に置き換えた。この用語は、ISQM 1において利用されているテクノロジー資源の概念との統合を可能にし、一連のIAASB基準間での技術関連用語の統一性を高めている。これは、IESBA規定に対するIESBAの技術関連の改訂により利用されているテクノロジー関連用語との整合化も実現している。 ・ ISQM 1及びISA 220（改訂）の両方において策定及び記載されている「テクノロジー・ツール」という用語の新たな説明を、補足の事例とともに提供した。その説明では、証拠の入手において業務（又は監査）手続の立案又は実施を促進するためにテクノロジー・ツール（テクノロジー資源の一部）をどのように監査業務に利用できるかを解説し明確化し

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
てATTを利用すべきかどうかを判断するための要求事項又は適用指針の必要性を模索すること。 ・ * 監査人が監査手続の立案及び実施にATTを利用する場合に適用される、条件付きの要求事項又は関連する適用指針を策定すること。 ・ 以下の適用指針を策定すること。 ○ 技術の利用増加に伴い変化する監査環境において、監査人が基準を適用できるようにするもの。 ○ ATTの利用が適切である事例を強調するもの。	ている。 ・ 業務において利用される資源（すなわち、人的資源、テクノロジー資源及び知的資源）であって、必ず検討すべき事項であるものに関する、ISA 220（改訂）の第25項の要求事項をより具体的にした。これにより、資源に関する適切な検討が必要となる業務レベルにおいて、テクノロジー（及びその他の）資源を明確に検討対象として位置付けた。 **ED-330、ED-500（2026年）及びED-520** ・ IAASBは、条件付き又はその他の方法で適用されることになる範囲内の基準に関するテクノロジー関連の要求事項を推進しないことを決定した。このアプローチの根拠には、急速なテクノロジーの進化を踏まえ、ISAが引き続き原則に基づく、柔軟かつ最新のものである必要性が含まれている。 **ED-500（2026年）** ・ 以下の新たな適用指針及び強化された既存の適用指針。 ○ 情報の水準がどのように実証手続の有効性に影響を及ぼし得るか、及びテクノロジー・ツールがどのようにより広範なテストを可能にし得るかを含め、(i) 割り当てられた監査人の資源に及ぼす影響、及び(ii) 企業による技術の利用が監査手続の種類に影響を及ぼすということを明確化することにより、その利用がどのように監査に影響を及ぼすかに関するもの。 ○ テクノロジー・ツールの利用が適切である場合の要因、並びにテクノロジー・ツールを利用する際における監査証拠として利用することを予定する情報の適合性及び信頼性の評価に関連する要因を含め、テクノロジー・ツールを利用する際の検討事項に関する指針を付録の形式で提供するもの。 **ED-330**

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
	・ リスク対応手続の立案及び実施における監査人によるテクノロジー・ツールの利用に関連する、新たな適用指針及び強化された適用指針。 *ISQM 1のA99A項、ISA 220（改訂）第25項、A64A項からA64B項、ED-330のA15項、A20項、ED-500（2026年）のA14項、付録3、ISQM及び他のISAに対する適合修正参照。*
課題#14：*ATTを利用して実施された監査手続が、その目的（すなわち、リスク評価手続、運用評価手続又は実証手続）及びその種類（すなわち、閲覧、観察、質問、確認、再計算、再実施又は分析的手続）に言及するISAにおいて説明されている監査手続の種類においてどのように位置づけられるかに関して疑問が提起されている。また、監査人による高度なATTの利用は、複数の目的のために利用される監査手続を適切に立案及び実施することの課題を拡大している。*	
ISA 330、ISA 500又はISA 520 以下を必要に応じて強化及び明確化する。 ・ ATTを利用して実施された監査手続が、ISAにおいて説明されている監査手続の種類においてどのように位置づけられるかを模索することを含め、リスク評価手続及びリスク対応手続の構成におけるATTの利用。 ・ 監査人が複数の目的のために実施される監査手続（すなわち、多目的手続又は二重目的テスト）による監査証拠を利用する場合、関連する目的のそれぞれを計画し達成すること。 ・ * 特にATTを利用する場合に監査手続の種類により強固に対応する適用指針を策定する。	ISQM 1及びISA 220（改訂） ・ 「テクノロジー・ツール」という用語の新たな説明は、テクノロジーの利用が監査手続自体になるのではなく、監査人が監査手続を実施するツールとしてテクノロジーを利用するということを強調している。 ED-500（2026年） ・ 目的及び種類によって特徴づけられる監査手続の種類に関連する適用指針を明確化し、監査手続の意図した目的を明確にすることの重要性を強調した。 ・ 「二重目的テスト」を指す現行の用語及び「多目的手続」に関する記述を、「複数の目的のために利用される監査手続」というより広範な概念の下、テクノロジー・ツールを利用する場合を含め、かかる手続がどのようなものを含み得るかの補足の事例とともに統合した。これにより、監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手するために監査手続を立案及び実施する際に、複数の目的を達成する監査手続を実施する場合があることを引き続き認識しながら、基準の明確性を高め、複雑さを軽減している。

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
	・ 複数の目的を達成するための監査手続を利用する際、入手された監査証拠が監査手続の意図した各目的を達成しているかどうかを評価する監査人の責任を規定する新たな要求事項を導入した。 *ISQM 1のA99A項、ISA 220（改訂）のA64A項、ED-500（2026年）第10項、A16項からA18項、A23項からA26項、付録3参照。*
課題#15：*実証手続の実施におけるテクノロジーの利用増加により、詳細テストとSAPとの明確な区別がないことが強調され、かかる区別が引き続き適切であるかどうかが疑問視されている。*	
ISA 330及びISA 520 SAPの精度及び範囲を改善するためのテクノロジーの利用が、特別な検討を必要とするリスクに対応する十分かつ適切な監査証拠を提供し得るかどうかの検討を含め、詳細テストとSAPとの区別が引き続き適切であるかどうかを模索する。 「詳細テスト」という用語の定義又は説明の策定を検討する。 監査手続の意図した目的の達成に関連する情報の詳細度を扱うISA 500の指針に関連する適用指針を策定する。	ED-330 ・ 分析的実証手続と詳細テストを個別に定義することにより、これらの用語の区別を明確化した。「詳細テスト」の新たな定義は、選択した各項目のレベルにおけるテストを強調している。 ・ ISA 500（改訂）案における監査手続の種類の網羅的でないリストに言及する、「詳細テスト」の定義に関する新たな適用指針を導入した。また、それは、質問など、特定の種類の監査手続のみでは、通常、重要な虚偽表示がないことの十分かつ適切な監査証拠を提供しないことを指摘している。 ・ 特別な検討を必要とするリスクに対応するアプローチが実証手続のみから構成される場合に詳細テストを実施する義務を含め、特別な検討を必要とするリスクへの対応において実証手続を立案及び実施するよう求める要求事項を維持した。これは、重要な虚偽表示リスクが、複雑性、変化、主観性及び経営者の偏向などの特徴を示すため、それらが固有リスクの分布の上限で評価される場合に特別な検討を必要とするリスクであると判断されるという見解を反映している。こうした特徴は、テクノロジー・ツールが利用されているか利用されていないかにかかわらず、監査人による分析的実証手続の利用を支援し得る予測可能な関係が存在すると判断することを困難にするものである。

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
	ED-330第4項(c)、第10項、A2項からA3項、A33項参照。
課題#16：*テスト対象項目の選択時並びに識別された異常値及び例外への対応時を含め、ATTを利用した監査手続の立案及び実施に関して十分に明確化されていない。*	
ISA 330、ISA 500又はISA 520 * テスト対象の項目選択に関する適用指針を策定する。 監査人が、ISA 330及びISA 520に従って詳細テスト及びSAPをそれぞれ策定及び実施し、追加的調査が必要な事項（異常値及び例外、又は矛盾する変動若しくは関係）を識別する際に適用される要求事項又は適用指針を策定する。かかる要求事項又は適用指針には、識別された項目が個別に、又は集計した場合に、以下を示すかどうかを調査することが含まれることがある。 ・ ISA 450[17]に従って対応すべき虚偽表示。 ・ ISA 265[18]に従って対処すべき、企業の財務報告に関する内部統制の不備。	ED-330 ・ テクノロジー・ツールが利用されるかどうかにかかわらず、評価されたリスクに対応する運用評価手続及び詳細テストの立案に対するアプローチにおける一貫性を支援するため、運用評価手続及び詳細テストを立案する際にテスト対象項目を選択する手段を決定する要求事項を維持し、ED-330に再配置した。 ED-500（2026年） ・ 以下に対応する新たな適用指針及び強化された適用指針。 ○ テスト対象項目を識別及び選択するための様々なアプローチ（全項目の選択、特定項目の選択、及び監査サンプリングなど）。 ○ リスク評価手続又はリスク対応手続の一環として、潜在的な虚偽表示又は監査証拠における矛盾（異常値、例外、予想と矛盾する、又は母集団にとって異常な項目など）を示し得る項目が識別された場合における追加調査の必要性。

[17] ISA 450 *「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」*
[18] ISA 265 *「ガバナンス責任者及び経営者への内部統制の不備のコミュニケーション」*

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
・ ＊ テストのアプローチに、監査人が母集団内の全項目を検証できるようにする手作業による又は自動化された監査手続の利用が含まれるかどうかを含め、識別された異常値及び例外に対応する際の監査人の検討事項を明確化する適用指針を策定する。	ED-520 ・ 分析的実証手続に関して、 ○ 虚偽表示が存在するかどうかを判断するため、推定金額との差異を評価する閾値を超える差異を調査するよう求める強化された要求事項。 ○ ISA 450[19]と関連し、追加的調査なしに許容できる金額を超える差異が通常、虚偽表示を示唆しているということを明確化する新たな適用指針。 *ED-330第27項、A82項、A60A項、ED-500（2026年）のA80項からA84項、ED-520第7項、A6項からA7項参照。*
課題#17：*経営者による財務報告プロセスにおける、又は監査人による監査手続の実施における新たな若しくは新興のテクノロジーの利用は、新規の監査リスク又は変化する監査リスクをもたらすが、利害関係者はこれがISAにおいて十分に対応されていないと考えている。*	
ISA 500 以下の適用指針を策定すること。 ・ 監査証拠として利用することを予定する情報の適合性及び信頼性に影響を及ぼし得るリスクの例を提供するもの。 ・ ＊ 特定の情報源からの情報に対する過度の依存の可能性を強調する。 ISA 330 （基準における原則に基づくアプローチを適用する必要性を認識し、）経営者による財務報告プロセス	ED-330及びED-500（2026年） ・ 提案されている新たな適用指針は、監査人及び企業による新たな又は新興のテクノロジーの利用によりもたらされた新たなリスク又は変化するリスクの事例を強調し、自動化バイアスのリスクを軽減するために検討する可能性のある行動を含め、テクノロジー・ツールを利用する際の自動化バイアスに関する指針を提供している。 ・ 提案されている新たな事例では、企業の内部統制が、変化、適応又は更新するテクノロジーを利用して運用されることがあるということ、及びこれが運用評価手続を立案する監査人のアプローチに影響を及ぼし得るということが認識されている。 ISA 315（2019年改訂）

[19] ISA 450「*監査の過程で識別した虚偽表示の評価*」

AE&RRプロジェクト提案書の第28項参照	提案されている主要な変更点の説明
における、又は監査人による監査手続の実施における新規若しくは新興の技術の利用が新規の監査リスク又は変化する監査リスクをもたらしているということ、及びかかるリスクの性質を説明する適用指針を策定する。	・ 変化するテクノロジー環境において、自動化された内部統制が全て一貫したアウトプットを生成すると予想されるわけではないということを反映するため、従来、自動化された内部統制において想定される運用の一貫性又は信頼性について断定的な表現を含んでいた項において、使われている表現を緩和する適合修正を提案した。 *ISA 220（改訂）のA64B項、ED-330のA59項、A63項、ED-500（2026年）のA19項、付録3、ISQM及び他のISAに対する適合修正参照。*

2026 年８月に国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）によって、英語で公表された「監査証拠及びリスク対応プロジェクトの公開草案：ISA 330, ISA 500 & ISA 520（2026 年８月）」は、2026 年 11 月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFAC の許可を得て複製されている。「監査証拠及びリスク対応プロジェクトの公開草案：ISA 330, ISA 500 & ISA 520（2026 年８月）」の翻訳のための手続は、IFAC により検討されており、当該翻訳は、IFAC のポリシーステートメント「国際会計士連盟（IFAC）から公表される公表物の翻訳に関するポリシー」に従って行われている。全ての IFAC の文書の正文は、IFAC により英語で公表されたものである。IFAC は、翻訳の正確性と完全性又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

Proposed Revisions for Audit Evidence & Risk Response: ISA 330, ISA 500 & ISA 520 (August 2026)の英語文© 2026 年 8 月 国際会計士連盟（IFAC)。無断複写複製を禁ずる。

「監査証拠及びリスク対応プロジェクトの公開草案：ISA 330, ISA 500 & ISA 520（2026 年８月）」の日本語文© 2026 年 11 月 国際会計士連盟（IFAC)。無断複写複製を禁ずる。 IFAC が明示的に許可する場合を除き、人工知能（AI)、機械学習、その他これらに類似する技術に関連して本資料を使用する権利は一切付与されない。

原題：Proposed Revisions for Audit Evidence & Risk Response: ISA 330, ISA 500 & ISA 520 (August 2026)

本翻訳の複製、保存、送信又は他の類似する使用については、Permissions@ifac.org へ問合せの上、許可を得なくてはならない。